

脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業公募要綱（再公募）

1. 目的

循環器病対策推進基本計画で、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」として、脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、多職種が連携して、総合的な取組を進めることとしているが、これまでに都道府県が医療計画などで実施している対策よりも幅広い内容であり、各医療施設で個々の取組はされているものの情報が行き渡っていないとはいえず、全ての支援について、十分なレベルで提供することに対して課題がある。

本事業においては、専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携を取りながら、地域の医療機関と勉強会を開催したり、支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化することで、包括的な支援体制を構築し、地域全体の患者支援体制の充実を図るべく、まずはこれらの取組を先行的に実施し、検証を行うことを目的とする。

2. 応募の資格

循環器病の患者及びその家族の情報提供・相談支援等に対する総合的な取組を自施設で行うのみならず、都道府県及び地域の中心的な医療機関と連携し、同取組を包括的に支援できることが求められることから、以下の全ての要件を満たす医療機関であること。

- ① 脳卒中（脳血管疾患：脳梗塞、脳出血、くも膜下出血等）および心臓病（心血管疾患：急性心筋梗塞、大動脈解離、慢性心不全等）の急性期も含む入院診療を提供している。
- ② 社会連携に基づく循環器病患者支援、リハビリテーション等の取組、循環器病に関する適切な情報提供・相談支援、循環器病の緩和ケア、循環器病の後遺症を有する者に対する支援、治療と仕事の両立支援・就労支援、小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対応ができる。
- ③ 当該都道府県内及び近隣の都道府県内の急性期も含む脳卒中、心臓病その他の循環器病を行っている施設と連携できる。
- ④ 自施設の所在地がある都道府県と十分に連携できる。
- ⑤ 医療機関の長やそれに準ずる者が参画するなど、施設全体として対応が可能な体制が確保できる。
- ⑥ 福島県若しくは愛知県（過去に本モデル事業において、採択された都道府県（※）以外の県）の医療機関であること。

※令和4年度に採択された府県：宮城県、茨城県、栃木県、富山県、三

重県、京都府、徳島県、香川県、福岡県、熊本県

※令和5年度に採択された府県：青森県、岩手県、埼玉県、神奈川県、石川県、福井県、長野県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、広島県、愛媛県、佐賀県、長崎県

※令和6年度に採択された都道県：北海道、山形県、群馬県、東京都、山梨県、岐阜県、滋賀県、和歌山県、岡山県、山口県、宮崎県、鹿児島県

※令和7年度に採択された県：秋田県、千葉県、新潟県、静岡県、島根県、高知県、大分県、沖縄県

3. 事業内容等

(1) 事業内容

都道府県の循環器病対策推進計画や、循環器病対策推進協議会等の議論も踏まえ、都道府県等や関連する学会等とも連携しながら、以下の内容に関する事業を行う。

- ・循環器病患者・家族の相談支援窓口の設置（電話、メール相談を含む）
- ・地域住民を対象とした循環器病について、予防に関する内容も含めた情報提供、普及啓発
- ・都道府県内の医療機関、かかりつけ医を対象とした研修会、勉強会等の開催
- ・相談支援を効率的に行う、資材（パンフレットなど）の開発・提供
- ・その他、総合支援を効率的に行うために必要と考えられるもの

なお、脳卒中・心臓病等総合支援センターが設置される施設は、以下の施策の全てを推進できるように努めること。

- ・循環器病患者・家族等に対する、患者の状態や目的に合わせた、入院および外来でのリハビリテーションも含めた医療・介護・福祉・就労・障害に関する相談支援
- ・療養上の意思決定や問題解決、アドバンス・ケア・プランニング(ACP)等に関する情報提供等
- ・急性期から回復期および維持期(生活期)まで一貫性を持ったリハビリテーション治療の提供等の取組の推進
- ・循環器病に関する、超高齢社会の対応と地域包括ケアシステムとの協働
- ・循環器病に関する、疾患、治療、リハビリテーション、介護、心理サポート、就労支援、障害（心機能障害、高次脳機能障害等）、福祉サービスなどに関する適切な情報提供と相談支援
- ・循環器病患者・家族等に対して、苦痛やその他の身体的・心理社会的・スピリチュアルな問題への適切な緩和ケアの提供、特に重症例に対する療養と

緩和に関する情報提供および支援(精神的なケアを含めた必要な専門領域との連携)

- ・治療早期からの社会復帰を目指した治療計画、介護・福祉制度の利用と、ピアサポート・患者会等の紹介と連携の支援
- ・就労を視野に入れた、急性期から維持期まで一貫した医療の連携支援と、個々の患者の状態に応じた就労評価の推進
- ・医療機関と事業者の連携を支える両立支援コーディネーターを活用した、就労支援・両立支援
- ・小児期・若年期から成人期までの一貫した循環器病の診療支援
- ・先天性もしくは小児期発症の脳卒中、心臓病その他の循環器病を持つ患者・家族に対する、専門的な立場からの医療・福祉の情報提供
- ・循環器病に係る各種調査研究への協力
- ・都道府県と連携した、都道府県内の循環器病患者の支援機関のネットワークの構築

(2) 実施期間

実施通知後から令和8年3月31日までとする。

(3) 予定補助事業者数

本事業における補助事業者数は、2事業者の予定である。

(4) 各事業者間の連携と情報共有

本補助金において支援を受ける事業者においては、各事業者間の連携を確保の上、循環器病の総合支援を効果的かつ効率的に実施するための情報共有を行うこと。

4. 対象経費等

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱」に基づいて行われるものである。

今回の事業計画の作成に当たっては、補助対象経費は以下を予定している。

(1) 計画所要額

予算の範囲内で国庫補助が行われるため、補助額は計画所要額を下回る場合があるので留意すること。

なお、補助額は、最大で概ね1千8百万円の予定である。

(2) 補助対象経費

脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業の実施に必要な諸謝金、旅費、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、賃金、保険料、子ども子育て拠出金、雑役務費）及び委託費

5. 留意事項

(1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。

(2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。

(3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。

(4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。

6. 応募方法

医療機関の長が都道府県を通じて応募することとし、都道府県からは原則として1都道府県あたり1団体1事業のみの応募とする。

(1) 提出書類

・脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業計画書（様式1）に必要事項を記入の上、以下の文書を添付する。

・団体概要（様式2）

・事業計画書（様式3）・所要額内訳書（様式4）

・事業計画をまとめた資料（様式自由、最大10枚）

・都道府県からの推薦状（様式自由）

・その他

定款（寄付行為）、前年度事業報告書、財産目録、貸借対照表の写し

なお、提出書類は、原則としてすべてA4サイズによること。

(2) 提出先

以下のいずれかの方法により令和7年5月30日（金）17時（必着）までに提出すること。

①書面による場合

A 4用紙両面刷りにより、以下の宛先まで1部送付すること。
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課循環器病対策係 宛
(都道府県から厚生労働省宛の提出が間に合うように、留意すること)

②電子媒体による場合

電子媒体(PDF)を以下のメールアドレス宛に送付すること。
メールアドレス：mhlw-disease@mhlw.go.jp
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課循環器病対策係 宛
(PDFは、可能な範囲でテキスト認識可能な電子媒体で提出すること。)

7. 採択方法

選考に当たっては、循環器病対策推進協議会の下に設置された総合支援委員会の委員が審査を行う。

審査に当たっては、別添の脳卒中・心臓病総合支援センターモデル事業【評価書】に基づき、原則、書面審査により行うこととし、総合支援に係る内容の他、都道府県における循環器病対策推進計画のこれまでの進捗状況、自治体の規模、地理的な要因などについても考慮に入れ、全体としてのバランスを踏まえて決定する。

審査は令和7年6月中旬頃を予定している。

この他、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

8. 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課循環器病対策係

9. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課循環器病対策係
TEL：03-5253-1111(内2359)